

国都計第98-2号
令和3年11月1日

各都道府県及び指定都市
都市計画主務部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱について（技術的助言）

「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」において、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることについて提案があったことを踏まえ、都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の媒体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

なお、下水道法に基づく下水道事業計画の協議において提出する申出書等の取扱については、別途、水管理・国土保全局下水道部下水道事業課より同様の趣旨の通知がなされていることを申し添えます。

記

1. 都市計画法第60条第1項の申請書及び同条第3項の添付書類については、現行都市計画法において、提出に当たっての媒体種別に関する特別の定めを設けていないため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」及び「国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）」の規定に基づき、紙媒体に依らず電子媒体による提出も可能である。
2. 都市計画事業等の認可等に当たって、申請者から電子媒体による提出の申し出があった場合には、認可権者は申請者の意向を踏まえ、柔軟に対応することが望ましい。

以上